



米国会計関連情報 最近の論点

FASB－新しい連結ガイダンスの公表に合意

FASBは、2014年7月16日に開催されたボード会議において、新しい連結に関する基準書を公表することを承認した。この基準書により、報告企業が以下について評価を行う方法が変更されることになる¹。

- (a) 報告企業がリミテッド・パートナーシップ及び類似の事業体を連結するか否か
- (b) 意思決定者または役務提供者に支払った報酬が、変動持分事業体(VIE)に対する変動持分となるか
- (c) 報告企業の関連当事者が保有するVIEに対する変動持分によって、報告企業が連結を義務付けられるか否か

ボードは、1940年投資会社法のRule 2a-7の規則の準拠が求められている、またはRule 2a-7に類似する規則に従って運用されているマネー・マーケット・ファンドを、U.S. GAAPの連結に関する規定²の適用対象外とすることを決定した。

本ニュースレターは、ボードの決定事項に関するKPMGの現在の見解を概説している。最終基準書において、FASBの会計基準編纂書(Accounting Standards Codification)に特定の修正が加えられた場合には、KPMGの見解は変更される可能性がある。FASBのスタッフは、2011年基準書案の改訂公開草案を公表する代わりに、広範囲の利害関係者に対して重大欠陥の有無を検討するプロセス(fatal-flaw review process)を実施する予定である。

【重要な決定事項】

- より多くのリミテッド・パートナーシップ及び類似の事業体が、VIEに適用される改訂後の連結規定に基づいて、連結の要否を評価されることになる。
- 意思決定者または役務提供者に支払われる報酬は、VIEに対する変動持分とみなされる可能性が低くなる。
- 報告企業の関連当事者が保有するVIEに対する変動持分について、報告企業が連結を義務付けられる可能性が低くなる。
- 特定の投資会社及び類似の事業体を対象とする、ASU第2009-17号のVIEの連結規定の適用延期措置³は削除される。

1 ASU案「代理人関係の分析」2011年11月3日。www.fasb.orgより入手可能。

2 ASC Topic 810「連結」。www.fasb.orgより閲覧可能。

3 ASU第2010-10号「特定の投資ファンドに関する改訂」及びASU第2009-17号「変動持分事業体に関与する企業の財務報告の改善」。ともにwww.fasb.orgより入手可能。

- このガイダンスは、2015年12月16日以降開始する事業年度の年次及び期中報告期間より公開営利企業(public business entity)に対して適用される。その他のすべての事業体の適用日は、公開営利企業の1年後とされ、早期適用が認められる。修正された遡及適用が要求されるが、完全遡及適用を選択することも可能である。

【主な影響】

- 新たな連結要否の分析は、これまでVIEとみなされていなかった多くのリミテッド・パートナーシップ及び類似の事業体を含むVIEに対して要求される。
- リミテッド・パートナーシップ及び類似の事業体のジェネラル・パートナーまたはマネージング・メンバーは、当該事業体のその他の投資家が参加権(participating rights)または解任権(kick-out rights)を有していない場合には、その事業体を連結することを要求される可能性が低くなる。
- VIEに関与する意思決定者または役務提供者が、そのVIEを連結することを要求される可能性は低くなる。
- VIEとみなされる特定の投資会社及び類似の事業体に対する持分を保有する報告企業は、変動性に対する過半のエクスポージャー(majority exposure to variability)に基づいて、それらの事業体の連結の要否を評価することがなくなる。

【背景】

FASBは、2011年に代理人関係の分析に関するガイダンス案を公表し、2012年に再審議を開始した。提案の主な目的は、ASU第2009-17号のガイダンスが、投資運用会社及び類似の事業体に対して、それらが運用する特定の投資ファンドの連結を要求する可能性があることについて、財務諸表利用者が示した懸念に対処することであった。また、もう1つの目的は、VIEとその他の事業体との間での参加権と解任権の評価方法の不整合を解消することであった。これらの目的の達成に向けて、FASBは、判断の枠組み(judgmental framework)を提案した。この枠組みのもとで、意思決定者または役務提供者が本人または代理人としての立場で意思決定権を行使しているか否かを判断するために、以下の定性的要素が評価されることになる。

- その他の当事者が保有する権利
- 意思決定者の報酬
- 意思決定者のその他の経済的持分

市場関係者は、FASBの提案が複雑であること、及び定性的分析の要素に関する重要度をどのように決定するかについて明確にしていないことに対して、多くの懸念を示した。再審議において、ボードは、現行の連結規定にほとんど変更を加えることなく、主要な目的を達成できることと判断した。利害関係者からのフィードバックに基づいて、ボードは、VIEとその他の事業体との間で、参加権と解任権の評価方法を整合させる必要はないことを決定した。FASBは、主に、VIEの定義要件(criteria)、及び役務提供者または意思決定者の報酬が変動持分とみなされ、VIEを連結することが報告企業に要求されるか否かを判断するためのガイダンス(関連当事者の持分がこれらの判断にどのような影響を及ぼすかについてのガイダンスを含む)を変更することによって、主要な目的が達成されると結論付けた。

【VIEの連結規定の変更】

FASBは、投資運用会社及び類似の事業体が、それらが運用する事業体の連結を要求される状況を限定するという主要な目的を達成するための最も単純な方法として、それらの事業体の報酬が変動持分とみなされる要件の一部を削除し、報告企業の関連当事者が保有するVIEに対する変動持分によってその報告企業がVIEを連結しなければならなくなる状況を限定することを決定した。ボードはまた、リミテッド・パートナーシップ及び類似の事業体のジェネラル・パートナーまたはマネージング・メンバーが、本人または代理人としての立場で意思決定権を行使しているか否かについて、評価の対象となることも決定した。結果として、ボードは、現行のU.S. GAAPにおいてVIEとみなされないリミテッド・パートナーシップ及び類似の事業体を含めるように、VIEの要件を拡大した。

意思決定者及び役務提供者に支払われた報酬

変動持分の決定

意思決定者または役務提供者に支払われた報酬は、以下の条件をすべて満たす場合にはVIEに対する変動持分とならない。

- 意思決定者の報酬が提供された役務に見合っている。
- 独立当事者間取引である類似のサービスに関する契約において通常見受けられる条件または金額のみが含まれている。
- 意思決定者は、個別または合算ベースで、重要でないとはいえない金額 (more than an insignificant amount) のVIEの予想損失を負担する、または重要でないとはいえない金額のVIEの予想残存利益を受け取るような、VIEに対する他の持分(関連当事者を通じて保有する持分を含む)を保有していない。

現行のU.S. GAAPでは、意思決定者及び役務提供者に支払われた報酬は、上述の条件に加えて以下の条件すべてを満たす場合を除き、変動持分とみなされている⁴。

- 実質的にすべての報酬が、VIEの通常の活動から生じるその他の営業負債(例: 買掛金)と同じ、またはそれより高い優先順位である。
- VIEの予想経営成績と比較して、予想される報酬は重要ではない。
- 予想される報酬は、重要ではない金額のVIEの予想経営成績に関連する変動性を負担 (absorb) することが見込まれる。

ボードはこれらの条件を削除することを決定した。

設例:資産担保証券発行事業体 (Asset-Backed Collateralized Debt Obligation Entity)

VIEは資産担保証券のポートフォリオを保有する目的で設立され、複数クラスの債務及び名目資本によって資金調達されている。企業Aは、このVIEの資産運用会社であり、提供した役務に対して、基本報酬、定額の優先及び劣後報酬を受け取り、またVIEの利益が目標とする運用益を超えた場合にその一部を受け取る業績連動報酬を稼得する。これらの報酬は提供された役務に見合うものであり、通常見受けられる条件のみを含んでいるとみなされている。企業Aはまた、各クラスのVIEの債務及び資本うちの5%を保有し、VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指示するパワーを有している。

暫定合意のもとでは、企業Aに支払われた報酬はVIEに対する変動持分とならない。現行のU.S. GAAPに基づくと、運用会社に支払った報酬はVIEに対する変動持分となる⁵。

⁴ ASC paragraph 810-10-55-37。www.fasb.orgより閲覧可能。

⁵ ASC paragraph 810-10-55-37及び55-38。www.fasb.orgより閲覧可能。

主たる受益者の決定

意思決定者の報酬がVIEに対する変動持分である場合、意思決定者は、VIEの主たる受益者であるか否かを判定しなければならない。現行のU.S. GAAPに従うと、変動持分保有者は主たる受益者とみなされ、以下の両方を有する場合にVIEを連結することになる⁶。

- (a) VIEの経営成績に最も重要な影響を及ぼす活動を指示するパワー(パワー)
- (b) VIEにとって潜在的に重要なVIEの損失を負担する義務、及び(または)VIEにとって潜在的に重要なVIEからの便益を享受する権利(潜在的に重要な変動持分)

ただし、FASBは、意思決定者または役務提供者に支払われた報酬は、以下の要件を満たす場合には潜在的に重要な変動持分の判定において考慮しないことを決定した。

- 報酬が提供された役務に見合っている。
- 独立当事者間取引である類似のサービスに関する契約において通常見受けられる条件または金額のみが含まれている。

上述の条件を満たす報酬は、ロックアップ条項に従うか、VIEの変動持分(すなわち、現金以外)により決済されるか、またはその他の変動持分が意思決定者または役務提供者によって保有されているかに関係なく、潜在的に重要な変動持分の判定において考慮されない。現行のU.S. GAAPでは、意思決定者または役務提供者に支払われた報酬は、潜在的に重要な変動持分の判定において考慮される。

どのような影響があるか？

現行のU.S. GAAPに基づいてVIEを連結する意思決定者及び役務提供者は、主たる受益者の判定結果を再検討する必要がある。意思決定者が変動持分を保有しているものの、改訂後のVIEの連結ガイダンスに基づいてVIEを連結から除外する場合、VIEを連結しない変動持分保有者に適用されるものに、開示を変更しなければならない。

報酬がVIEに対する変動持分とみなされる3つの条件を削除するというFASBの決定により、意思決定者または役務提供者が、その報酬の取り決めのみにより、VIEの主たる受益者となる可能性は低くなる。意思決定者の報酬が変動持分でない場合、その意思決定者がVIEの主たる受益者となる可能性は低い。現行のU.S. GAAPに従って、報告企業は、報酬が変動持分であるか否かを評価するために引き続き判断を求められる。意思決定者の報酬の増加と引き換えに、意思決定者のその他の変動持分を削減し、その結果VIEの重要な金額の変動性を負担することになるように、報酬の取り決めがストラクチャーされていないかを検討することが、特に重要となる。

関連当事者

報告企業は、報酬が変動持分であるか否かの判定及び潜在的に重要な変動持分の判定において、そのような持分が間接的な比例持分であるという反証可能な推定に基づいて分析する場合に、関連当事者⁷が保有するVIEに対する持分を考慮することになる。例えば、関連当事者の20%の株式持分を保有する報告企業が同時にVIEに対する変動持分も保有している場合、報酬が連結を要求される変動持分であるか否かを評価するうえで、関連当事者の持分の20%とともにVIEに対する直接的な持分も検討することになる。これは、関連当事者との関係の性質及び実態に基づいて覆される可能性もある。例えば、関連当事者が報告企業の共

⁶ ASC paragraph 810-10-25-38A。www.fasb.orgより閲覧可能。

⁷ 関連当事者という用語には、ASC Topic 850で特定されている当事者及びASC paragraph 810-10-25-43に基づいて事実上の代理人とみなされている当事者が含まれる。www.fasb.orgより閲覧可能。

通支配下にある場合、関連当事者の持分の全額は、報告企業がこれらの持分を直接的に保有していると仮定して報告企業の評価に考慮される。他方で、関連当事者が売買目的資産として一時的に持分を保有する場合には、報告企業は関連当事者の持分を評価に考慮しない。報告企業は、その定性的評価を行う際に、判断を要求される。

FASBは、下表に示される2つの状況を除いて、関連当事者グループ内のどの当事者も単独では主たる受益者であるための要件を満たしていない場合に、全体として主たる受益者であるための要件を満たしている関連当事者グループ内のどの当事者がVIEを連結しなければならないかを評価することを要求する現行のガイダンスを削除することを決定した。

| 状況 | 主たる受益者の判定 |
|---|--|
| 共通支配下にある関連当事者のグループが、全体として、VIEの主たる受益者とみなされるための要件を満たす場合 | 関連当事者グループ内のどの当事者がVIEと最も密接に関連し、VIEを連結しなければならないかを判定するために、関連当事者のタイプレーカー・テストを実施する ⁸ 。 |
| 共通支配下にない関連当事者のグループが、全体として、VIEの主たる受益者とみなされるための要件を満たし、実質的にすべてのVIEの活動が関連当事者グループ内の単一の変動持分保有者のために実施されている場合 | 実質的にすべてのVIEの活動が、ある当事者のために実施されている場合、その当事者がVIEを連結する。 |

どのような影響があるか？

全体としてVIEの主たる受益者であるための要件を満たしている関連当事者グループ内の報告企業は、連結の判定を再検討する必要がある。報告企業が、過去にVIEを連結していたが、改訂後のVIEの連結ガイダンスに基づいて連結から除外しなければならない場合、VIEを連結しない変動持分保有者に適用されるものに、開示を変更しなければならない。報告企業が、過去にVIEを連結していなかったが、改訂後のVIEの連結ガイダンスに基づいて連結しなければならない場合、VIEの主たる受益者に適用されるものに、開示を変更しなければならない。

関連当事者持分がVIEの連結の評価に及ぼす影響についてのボードの決定は、VIEの連結ガイダンスをVIE以外の事業体の連結に関するガイダンスとより整合させるという、重要な変更である。また、VIEに関する関連当事者の規定が変更されることによって、報告企業の関連当事者がVIEに対する変動持分も保有している場合に、報告企業が主たる受益者であるための条件を両方とも満たしていないVIEを連結することを要求される可能性は、大幅に低くなる。同様に、関連当事者持分が意思決定者の報酬が変動持分となるか否かの評価と主たる受益者の評価に及ぼす影響についての決定は、意思決定者がVIEの主たる受益者となる可能性をさらに低くすることになる。

⁸ ASC paragraph 810-10-25-44。www.fasb.orgより閲覧可能。

VIEの要件

FASBは、実質的な解任権または参加権が単一のリミテッド・パートナーの持分、またはすべてのリミテッド・パートナーの持分(ジェネラル・パートナー及びその関連当事者が保有するリミテッド・パートナーの持分を含む)の単純過半数(simple majority)によって行使可能である場合を除いて、リミテッド・パートナーシップまたは類似の事業体が、その持分の十分性または他の性質にかかわらずVIEと判定されるように、VIEの要件を変更することを決定した⁹。この分析は、ジェネラル・パートナーの持分がリスク資本の要件を満たすか否かに関係しない。

どのような影響があるか？

現行のU.S. GAAPのもとでは、リミテッド・パートナーが単一の当事者または単純過半数による実質的な解任権または参加権を有していない場合には、リミテッド・パートナーシップ及び類似の事業体は自動的にVIEであるとはみなされない。しかし、ジェネラル・パートナーまたはマネージング・メンバーは通常、このようなリミテッド・パートナーシップを連結することを要求される。VIEの要件が変更されることにより、これらの事業体への投資家は、事業体への関与についてVIEの開示を行うことを要求される。この開示は、VIEではない事業体の開示と比較して、より広範囲に及ぶものとなる。

現在リミテッド・パートナーシップ及び類似の事業体を連結しているジェネラル・パートナーにとって、これらの事業体は通常、過去にVIEの要件を満たしていなかったとしても、VIEとなる。例外として、リミテッド・パートナーが単一の当事者または単純過半数による実質的な解任権または参加権を有しているケース、並びに以下のケースが挙げられる。

- ジェネラル・パートナーが、その権利行使するうえで十分なリミテッド・パートナーの持分を保有し、かつ(または)
- ジェネラル・パートナーの関連当事者が、解任権または参加権を伴うリミテッド・パートナーの持分の一部を保有している

報告企業は、連結要否の判定を再検討し、VIEとなるリミテッド・パートナーシップ及び類似の事業体に関する開示を更新する必要がある。VIEとなるリミテッド・パートナーシップ及び類似の事業体について、ジェネラル・パートナーはその事業体を引き続き連結しVIEの主たる受益者に適用される開示規定の対象となるか、改訂後のVIEの連結規定に従って連結を取り止める。VIEの連結を取り止めたジェネラル・パートナーは、主たる受益者以外の変動持分保有者に適用される開示規定の対象となる。重要ではないパートナーシップに対する投資持分のみを保有するジェネラル・パートナーは、ジェネラル・パートナーの報酬が提供された役務に見合うものであり、独立当事者間取引である類似のサービスに関する契約において通常見受けられるものである場合には、改訂後のVIEの連結ガイドに従ってパートナーシップを連結から除外する。ジェネラル・パートナーがリミテッド・パートナーシップに対する投資を行う関連当事者を有している場合、VIEとなるリミテッド・パートナーシップについてのジェネラル・パートナーの連結要否の判定もまた、変更される可能性がある。

VIEとなるリミテッド・パートナーシップ及び類似の事業体を現在連結しているリミテッド・パートナーは、今後も引き続き連結し、VIEの主たる受益者に適用される開示規定の対象となる可能性が高い。リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップに対する投資を行う関連当事者を有している場合、VIEとなるリミテッド・パートナーシップについてのリミテッド・パートナーの連結要否の判定は、変更される可能性がある。このようなケースでは、リミテッド・パートナーが、主たる受益者以外の変動持分保有者に適用される開示規定の対象となる。

⁹ 解任権は、ジェネラル・パートナーを排除する、または理由なく事業体を解散(清算)する権利である。参加権は、通常の事業過程におけるリミテッド・パートナーシップの財務上及び経営上の決定に参加する権利である。参加権は、そのような権利の保有者が行動を起こす能力を有することを求めるものではない。

【VIEではない事業体の連結規定の変更】

FASBは、VIEではないリミテッド・パートナーシップ及び類似の事業体の連結ガイダンス¹⁰を削除することを決定した。これらの事業体は、VIEではない企業と同様の方法で、連結について評価される。つまり、VIEではないパートナーシップ及び類似の事業体におけるリミテッド・パートナーの持分は、VIEではない企業における持分と同等であるとみなされる。ただし、実質的な解任権及び参加権に関するガイダンスは引き継がれ、パートナーシップまたは類似の事業体がVIEであるか否かを判定する際に適用される。また、ボードは、すべての事業体(VIEではない事業体を含む)の連結要否の判定において、企業の全般的な目的及びデザイン(overall purpose and design)を検討しなければならないことを明確にすることを決定した。

どのような影響があるか？

これらの変更は、VIEではない事業体の連結要否の判定に重要な影響を及ぼす可能性は低い。実質的な解任権を使用する一方的な権利を有しているリミテッド・パートナー(例:リミテッド・パートナー持分の過半数を保有している場合)は、改訂後の連結ガイダンスに従って、VIEではないリミテッド・パートナーシップを連結することが要求される。これと異なり、実質的な参加権を使用する一方的な権利を有するリミテッド・パートナー(例:リミテッド・パートナー持分の過半数を保有している場合)は、実質的な解任権も同時に保有している場合を除き、リミテッド・パートナーシップを連結することを要求されない可能性がある。これは、参加権が、通常の事業過程におけるリミテッド・パートナーシップの財務上及び経営上の判断を阻止する、または判断に参加する権利をリミテッド・パートナーに与えているにすぎないためである。リミテッド・パートナーは、ジェネラル・パートナーの合意なく、これらを決定する権利を与えられてはいない。

ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーが実質的な単純過半数による解任権または参加権を有し、(第三者であるリミテッド・パートナーの単純過半数がこれらの解任権または参加権を使用することができないように)リミテッド・パートナーの持分の一部がその関連当事者によって保有されている場合、現行のU.S. GAAPに基づいてVIEではないリミテッド・パートナーシップを連結することを要求される。改訂後の連結ガイダンスのもとでは、リミテッド・パートナーに対する持分の過半数を保有していないジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーシップを連結することを要求されない可能性が高い。

【投資企業に対する持分】

ASU第2009-17号におけるVIEの連結規定の適用延期措置と同様に、FASBは、以下のいずれかの場合におけるマネー・マーケット・ファンドについて、ASC Topic 810の適用範囲¹¹から除外することを決定した。

- 1940年投資会社法のRule 2a-7の規則に従わなければならない
- Rule 2a-7に類似する規則に従って運用されている

FASBは、類似という用語の意味を明確化するためにガイダンスを提供する予定である。ボードは、ASU第2009-17号の延期措置を適用するにあたり、マネー・マーケット・ファンドが現行評価されている方法と重大な相違はないと考えている。ASC Topic 810の適用範囲から外れるマネー・マーケット・ファンドのスポンサーは、自身が管理するマネー・マーケット・ファンドへの資金提供に係る明示的な契約、及び計算書の表示期間において提供した支援の内容を開示することが求められる。

10 ASC Subtopic 810-20「連結パートナーシップ及び類似の事業体の支配」。www.fasb.orgより閲覧可能。

11 ASC Paragraph 810-10-65-2。www.fasb.orgより閲覧可能。

ASU第2010-10号は、報告企業が一定の条件を満たし、事業体に対して保有する持分が、①投資会社のすべての特徴を有する、または②財務報告のために、業界の慣行に基づいて、投資会社に適用される原則と整合する測定原則を適用している場合、ASU第2009-17号におけるVIEの連結規定の適用日を無期限に延期していた。新たなガイダンスでは、この延期措置が削除されるため、すべてのVIEに対して同一の連結規定が適用されることになる。報告企業は、変動性に対するエクスポージャーの過半を有することからVIEとなる事業体について、連結要否の評価が不要となる¹²。

どのような影響があるか？

VIEではあるが、マネー・マーケット・ファンドではない投資企業に対する持分を有する報告企業は、それら事業体に関して、連結の要否を再検討する必要がある。連結の要否が変更になる場合、VIEに関する開示も更新しなければならない。

【適用日及び移行措置】

新たな連結ガイダンスは、公開営利企業については、2015年12月16日以降開始する事業年度及びその事業年度に含まれる期中期間から適用される。非公開営利企業については、2016年12月16日以降開始する事業年度、及び2017年12月16日以降開始する事業年度に含まれる期中期間から適用される。適用日において、ガイダンスが影響を及ぼす従前の連結分析のすべてを再検討する必要がある。報告企業は、早期適用の場合、新たな規定を強制適用日より前に開始する事業年度の期首から適用することができる。

すべての企業を対象とした移行措置として、報告企業は、新たに連結する子会社を、ガイダンスを初めて適用する日の「帳簿価額」で当初測定することが求められる。その帳簿価額とは、報告企業が事業体を連結する要件を初めて満たしたときにガイダンスが適用されていたと仮定した場合に、報告企業の連結財務諸表上で計上されていたであろう子会社の資産、負債及び非支配持分の額である。ただし、帳簿価額を算定することが実務的に可能ではない場合は、報告企業は、新たに連結する子会社の資産、負債及び非支配持分を、ガイダンスを初めて適用する日の公正価値で測定することが認められる。

新たなガイダンスを適用する際に子会社を連結することが要求される報告企業は、財政状態計算書に追加された額(純額)と、従前から認識していた新たに連結する子会社の持分額との差額を、累計影響額の調整として利益剰余金に認識する。

新たなガイダンスを適用する際にそれまでの子会社を連結しないことが要求される報告企業は、連結しないことになった事業体の保有持分の帳簿価額を決定し、保有持分と事業体の資産、負債及び非支配持分の認識を中止するため財政状態計算書から差し引かれた額(純額)の差額を、累計影響額の調整として利益剰余金に認識しなければならない。保有持分の帳簿価額は、新たなガイダンスが以前から常に適用されていたと仮定した場合に財務諸表で測定されたであろう額となる。

報告企業は、修正再表示を行う最初の年度の期首の利益剰余金で累計影響額の調整を認識して、過去に公表した1年分以上の財務諸表を修正再表示することによって新たなガイダンスを適用することが認められる(これは要求されるわけではない)。

12 ASC Paragraph 810-10-25-38A。www.fasb.orgより閲覧可能。

さらに、新たなガイダンスの適用時に初めて子会社を連結することを要求される報告企業は、公正価値オプションを子会社の適格な資産及び負債のすべてに適用する場合に限って、子会社の資産及び負債に対して、ASC Subtopic 825-10¹³の公正価値オプションを企業ごとに選択することが認められる。

【次のステップ】

FASBは、デュー・プロセスの手続きについて審議し、再公開草案は公表しないことを決定した。ボードは、幅広い利害関係者による外部レビューを長期間行うことを含め、重要な欠陥の有無をレビューするプロセスを広範にわたり行い、その後、最終ガイダンスを公表する予定である。

¹³ ASC Subtopic 825-10 「金融商品－全般的事項」。www.fasb.orgより閲覧可能。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 US GAAPアドバイザリー室

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
July 2014 No. 14-34をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、ASU案、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようにご注意願います。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。